


所管部課	社会教育部 社会教育課	部長	小俣 学	
件名	第52回東大和市民体育大会実施要綱外2件について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 内容・概要 第52回東大和市民体育大会、第32回多摩湖駅伝大会及び第51回東大和市民文化祭を実施するため、下記要綱の制定をしたい。</p> <p>① 第52回東大和市民体育大会実施要綱について ② 第32回多摩湖駅伝大会実施要綱について ③ 第51回東大和市民文化祭実施要綱について</p> <p>(2) 施行日 いずれも令和3年6月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 各事業において円滑に実施することができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>主催者会議 (①及び②については東大和市・東大和市教育委員会・(特非) 東大和市体育協会、③については東大和市・東大和市教育委員会・東大和市文化協会) において、協定の締結及び実施要綱についてそれぞれ合意が得られた。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、起案処理により、実施要綱制定の事務手続を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。